

山陽小野田市文化協会内規(案)

(平成 17 年 6 月 28 日制定)

(平成 22 年 4 月 22 日改正)

(平成 23 年 4 月 21 日改正)

(平成 24 年 4 月 23 日改正)

(平成 25 年 5 月 2 日改正)

(平成 26 年 1 月 15 日改正)

1 会員の入会に関する取扱いについて

文化協会に入会を希望するものは、各会員加入申込書に必要事項を記入し、会費及び必要書類を添えて文化協会に申し込むものとする。ただし、団体会員の加入資格は次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 会員が概ね 10 人以上であること
- (2) 団体の規約または会則等を有すること
- (3) 過去 2 年以上、団体の活動実績があること。ただし、すでに文化協会に加入している団体から分かれて新団体を結成する場合は、新団体の会員の半数以上が、分かれる前の団体の会員であることが確認できれば、過去 2 年以上の活動実績があったものとみなす。また、その半数以上の会員には、新団体の代表者を含むものとする。
- (4) 団体会員に加入した団体は、2 名以上個人会員に入会すること。
- (5) 本市の文化振興に寄与する団体として、会長が認めたもの。

2 委員の定数について

委員の定数は、次項を合わせたものとする。

- (1) 団体会員の代表者数
- (2) 個人会員から 20 人以内

3 会費の督促と退会の取扱いについて

- (1) 継続会員の年会費の納入が当該年度の 8 月末まででない場合は、9 月に督促状を送付し、継続するか否かの意思確認をする。
- (2) 会員の移動により、継続するか否かの意思確認ができない場合は、退会とみなす。

4 文化協会会員の慶弔に関する取扱いについて

(慶弔の範囲と種類)

- (1) 文化協会加入団体が主催する 10 年毎の記念行事または祝賀会に対する祝電及び祝儀
- (2) 文化協会役員または、過去に会長、副会長、監事または事務局長であった者の死亡に対する弔電
- (3) その他、必要に応じて役員会に諮り、了承したもの

(慶弔に支出する額)

慶弔に支出する金額は、上限 5,000 円とし、文化協会本会計交際費から支出する。なお、金品等の選択については、協議の上決定する。

5 割引対象事業に関する取扱いについて

- (1) 山陽小野田市、教育委員会及び山陽小野田市文化協会が主催する入場料が 2000 円以上の公演事業について 500 円の割引対象とする。
- (2) 割引対象は個人会員及び賛助会員とする。